

コンピュータ室等におけるセキュリティシステム機器の更新

【提案募集要項及び作成要領】

令和3年7月

国家公務員共済組合連合会

目 次

【提案募集要項】

1. 件 名	2
2. 契約期間	2
3. 履行場所	2
4. 業務内容	2
5. 応募者の資格等	2
6. 提案募集スケジュール	3
7. 本件に係る問い合わせ先	3
8. 企画競争説明会	4
9. 提案募集要項等に関する質問書の提出期限・場所及び回答日	4
10. 提案書の提出	4
11. 書類審査	4
12. プレゼンテーション	5
13. 選考結果通知等	5
14. 契約について	5

【提案書作成要領】

1. 提案書の構成及び作成要領	6
企画提案書評価基準及び採点表(案)	7
2. 予定費用	8
3. 提案書の様式、提出部数等	8
4. 留意事項	8

【提案募集要項】

- 1 件 名 コンピュータ室等におけるセキュリティシステム機器の更新
- 2 契約期間 令和4年1月1日から令和8年12月31日
- 3 履行場所 当会が指定する場所（九段合同庁舎3階コンピュータ室等）
- 4 業務内容 仕様書による
※ 業務内容の詳細等については、委託内容説明時に「仕様書」により説明します。
- 5 応募者の資格等
 - (1) 当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者に該当しないものであること。
 - (2) 令和元・2・3年度国家公務員共済組合連合会競争参加資格又は全省庁統一競争参加資格「物品の販売」のA、B又はC等級に格付けされた者であること。ただし、この場合は、「資格審査結果通知書（全省庁統一資格）」（写）を参加申込書提出時に当会に提出すること。
 - (3) 当会又は国（各省庁）等から取引停止または指名停止を受けていない者であること。
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団員及びその利益となる活動を行うものでないこと。
（参加申込書とあわせて誓約書を提出すること。）
 - (5) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が認定するプライバシーマーク制度（JIS Q 15001）の認定、若しくは[JIS Q 27001（ISO/IEC 27001）]の認証を受けていること。認定又は認証を受けていない場合は、それに代わる仕組みが整えられていること。
 - (6) 守秘性に関する要件
 - ① 守秘義務の遵守及び違反した場合の適切な懲罰などについて社則などに明記していること。
 - ② 個人情報を含む重要情報についてその取扱基準を確立していること。
 - ③ 業務の実施により、直接又は間接に知り得た内容について、第三者へ漏えいしない体制となっていること。なお、当該業務完了後においても同様とする。
 - (7) 事前に募集要項等の交付を受け、企画競争説明会に参加した者であること。
 - ⑧ 過去3年において国、各地方公共団体又は独立行政法人等と当該業務と同種又は類似の業務の履行実績を有すること。
 - ⑨ 一企業一提案
一つの企業は、二つ以上の応募提案を行うことはできません。
 - ⑩ 費用の負担
応募提案に要した費用は応募者の負担とします。
 - ⑪ 失格など
提出書類に不備があった場合には、受付不可とすることがあります。

また、提出書類に虚偽の記載があった場合には失格とします。

⑫ 審査非公開

審査は非公開とし、結果に係る質問及び異議については受け付けません。

⑬ 再委託に関する事項

再委託の制限及び再委託を認める場合の条件は以下のとおりです。

- ① 本件受託者は、本業務の全部または一部を第三者に委託又は委任（以下「再委託等」という。）してはならないものとします。ただし、再委託先事業者の相手方の住所、氏名、再委託等を行う業務の範囲及び再委託等の必要性について記載した書面を提案書提出時に当会へ提出し承認を得た場合は、本件受託者は当会が承認した範囲の業務を第三者に委託等させることができるものとします。
- ② 前項により再委託等する場合、本件受託者は、再委託先事業者を正当に管理し、機密保持等に関して本仕様書等が定める本件受託者の責務を再委託先事業者も負うよう必要な措置を実施し、当会に報告し承認を受けることとします。
- ③ 本件受託者は、再委託先事業者に対し、本仕様書等に定める責任及び義務を負わせ、再委託等先の業務履行から生ずるあらゆる責任を負うものとします。

6 提案募集スケジュール

今回の提案募集は、以下のスケジュールに従って進めることを予定しています。各項目については、本書 8 以降で説明します。

なお、諸般の事情により当会の判断で日程を変更する場合がありますが、その際には、応募者にその都度お知らせします。

本書における 項目番号	項目	時期
8	企画競争説明会	令和 3 年 8 月 13 日（金）
9	質問書提出期限	令和 3 年 8 月 23 日（月）
	質問書回答	令和 3 年 8 月 24 日（火）
10	提案書提出期限	令和 3 年 8 月 27 日（金）
11	書類審査	令和 3 年 8 月 30 日（月）
	書類審査結果通知	令和 3 年 8 月 31 日（火）
12	プレゼンテーション	令和 3 年 9 月 2 日（木）※予定
13	選定結果通知	令和 3 年 9 月 9 日（木）※予定

（注）なお、場合によってはプレゼンテーションを行わず、書類審査のみとすることがありますので、ご承知置きください。

7 本件に係る問い合わせ先

〒102-8082 東京都千代田区九段南 1-1-10 九段合同庁舎 3 階

国家公務員共済組合連合会 情報システム部システム管理課

担当：荒木、周藤、高津

電話：03-3222-1841（代表） Mail：d-kanrika@kkr.or.jp

8 企画競争説明会

委託内容の詳細及び提案書作成にあたっての留意事項等についての説明会を開催します。

- (1) 日 時：令和3年8月13日（金）13時30分
- (2) 場 所：千代田区九段南1-1-10 九段合同庁舎
国家公務員共済組合連合会 9階 第3 共用会議室
※説明会への出席人数については、1社2名以内でお願いします。
- (3) 参加申込：説明会に参加を希望する者は、説明会前日正午までに「法人名、部署名、出席希望者の氏名」を上記7にメールにて連絡すること。
なお、説明会への参加を辞退若しくは不参加だった場合は、当会より渡した資料等を返却の上、参加辞退届を提出すること。

9 提案募集要項等に関する質問書の提出期限・場所及び回答日

- (1) 提出期限：令和3年8月23日（月）正午までにメールで提出すること。
なお、質問書の様式は任意とする。
- (2) 提出先：上記7に同じ
- (3) 回答：令和3年8月24日（火）までにメールにて回答予定
※ 評価項目の配点等の質問は受け付けません。
※ 質問がない場合は、提出の必要はありません。

10 提案書の提出

- (1) 提出書類
提案書（二つ以上の提案書を提出することはできません。）
- (2) 提案書の内容・作成要項
 - ①提案書に記載する事項は、「コンピュータ室等におけるセキュリティシステム機器の更新に係る提案書作成要領」に記載した内容とする。
 - ②作成要綱
A4・フォーマット自由
- (3) 提出先 上記7に同じ。封書の表に「提案書在中」と記入してください。
- (4) 提出部数 10部及び電子ファイルを格納したCD-R1枚
※ウイルスチェック実施の日時、使用ソフト、ウイルス定義ファイルのバージョンを明記したものをCDに添付すること。
- (5) 提出方法 持参又は郵送
- (6) 提出期限 令和3年8月27日（金）の午後5時（土曜日、日曜日及び祝日を除く平日の午前10時から正午及び午後1時から午後5時まで）
なお、提案書の提出を辞退する場合は、当会より渡した資料等を返却の上、参加辞退届を提出すること。

11 書類審査

提案書の提出が4社以上となった場合、書類審査（一次審査）を実施します。
実施日については令和3年8月30日（月）～8月31日（火）を予定しています。
結果については令和3年8月31日（火）にメールにて通知を予定しています。

なお、審査は非公開とし、審査結果に係る質問及び異議については受け付けません。また、提出された提案書等は返却しません。

12 プレゼンテーション

提案書受領後に、当会が選考対象と認めた提案書の提出があった応募者に対して、提案書に関するプレゼンテーション（ヒアリング）を依頼します。

実施日については、令和 3 年 9 月 2 日（木）を予定していますが、時間、場所等については、令和 3 年 8 月 31 日（火）17 時までに当会からメールにて連絡します。

なお、場合によってはプレゼンテーションを行わず、書類審査のみとすることがありますので、ご承知置きください。

当会場に入場できる者は 1 社につき 3 名以内とします。それ以外の方が会場に入ることにはできません。プレゼンテーションの順番は、提案書提出順とします。なお、プレゼンテーションの時間は厳守とし、時間になりましたら、途中でもプレゼンテーションを打ち切ります。

プレゼンテーションにおいては、連合会に対し自らの提案書の内容について説明を行います。原則として本業務を請け負った場合における実施責任者が説明を行ってください。説明の時間は 1 社あたり約 30 分とし、その後適宜質疑応答を約 10 分程度行うことを予定していますが、応募数によって時間を調整する場合があります。

なお、説明にあたっては、必要に応じて提案書の要点を示す要約版資料を用意しても差し支えませんが、当該要約版資料は審査対象としません。また、説明は原則紙媒体によるものとしますが、スライド等を使用したいということであれば、機材等の準備をお願いします。その際は、機材の設定時間もプレゼンテーション時間に含めるものとします。

13 選考結果通知等

(1) 審査

提案書の審査については、当会が別に設置する「選定委員会」が行います。

上記の選定委員会は、提案の内容（プレゼンテーションを含む。）、事業者等の経験・能力及び過去の実績並びに価格を総合的に審査、評価を行い、本件委託者を決定します。

なお、審査は非公開とし、審査結果に係る質問及び異議については受け付けません。また、提出された提案書等は返却しません。

(2) 結果通知

選定委員会における選考結果については、提案書の提出があった応募者に対して、文書で通知します。

通知連絡日は令和 3 年 9 月 9 日（木）頃を予定しています。

14 契約について

当企画競争において選定された提案者の提案書を基に、後日、機器賃貸借（保守を含む）契約に係る一般競争入札を実施します。

【提案書作成要領】

1. 提案書の構成及び作成要項

- ・ 提案書は、仕様書の内容を踏まえ、最低限以下の事項を盛り込んで作成すること。
- ・ 提案書へ会社の概要（認証の取得状況を含む）が分かる資料（パンフレット可）を添付すること。
- ・ 提案書に詳細に記述するよりも添付資料を参照した方が分かりやすい事項については、提案書中に「△については、別添資料○参照」と記載して、資料添付を行うことは差支えない。ただし、添付資料が大部にわたる場合は、必ずその要点を提案書中に記載すること。
- ・ 提案書は、難解な専門用語には注釈を付すなど、専門家以外でも理解でき、審査可能なように平易な記述に努めること。
- ・ 過去3年間において、国、地方公共団体又は独立行政法人等と本件に関する同種又は類似の実績を具体的に記述すること。
- ・ 本件に関連し、有用な追加的提案があれば、具体的に記述すること。
- ・ 見積金額
 機器賃借料については、できるだけ詳細に機器ごとに経費を積算した内訳（工数、単価を含む。）を記載すること（保守についても同様）。
 その他導入等に係る一時経費についても作業ごとに経費を積算した内訳（工数、単価を含む。）を記載すること。

※なお、提案書評価の配点に対するウェイトは次頁のとおり。

セキュリティシステム機器業者選定審査・採点表(案)

○各委員は、提案された機器構成やプレゼンテーションでの対応等を総合的に勘案し、次の審査項目について採点する。

○各審査項目において、「20点又は15点」を上限として配点する。(100点満点)
 20点(20点:非常に優れている、16点:優れている、12点:普通、8点:やや劣る、4点:劣る)
 15点(15点:非常に優れている、12点:優れている、9点:普通、6点:やや劣る、3点:劣る)

○機器の選定は、全委員の採点結果を集計し決定する。

NO	審査項目	評価ポイント	配点	選定委員記入欄	
				採点	評価メモ
1	監視カメラシステム:機能・性能面	基本的な機能・性能、その他の周辺機能は十分であるか (固定式カメラ) ・解像度:1280×720p以上、 ・レンズは、パリアフォーカルレンズ f=3~8mm相当以上であるか ・デイナイト機能 ・リモートフォーカス機能 ・最低被写体照度:、カラー 0.3ルクス 白黒 0.02ルクス (可動式カメラ) ・解像度:1280×720p以上 ・360° エンドレス水平回転(パン)、垂直上下(チルト) ・ズーム機能 ・最低被写体照度:カラー 0.3ルクス 白黒 0.02ルクス ・デイナイト機能 ・オートフォーカス機能 (その他) ・周辺機器(録画・再生機器、パソコン)は、仕様書の要件以上であるか ・機器の操作は、誰でも簡単に行えるか	15	15点:非常に優れている 12点:優れている 9点:普通 6点:やや劣る 3点:劣る	
2	磁気媒体持出検知システム:機能・性能面	基本的な機能・性能、その他の周辺機能は十分であるか ・使用周波数帯58kHz アコーストマグネチック方式であるか、もしくはこれ以上の機能・性能を持ち、人体に悪影響がない方式のものであるか ・例外なく不正持出を検知できるのか ・電波等による人体への悪影響はないのか ・大きさは、概ね 高さ:幅:奥行 1700:700:100mm 程度以内であるか ・異常時の警報は事務室でも確認できるか ・機器の操作は、誰でも簡単に行えるか ・LTO等磁気媒体の表面への感知タグ等の貼付は一切しないで、磁気媒体の持込・持出を検知する方法について提案されているか	15	15点:非常に優れている 12点:優れている 9点:普通 6点:やや劣る 3点:劣る	
3	入退室管理システム:機能・性能面	基本的な機能・性能、その他の周辺機能は十分であるか ・機器は、セキュリティ及び利便性などに優れているか ・認証方式は生体認証か ・本人確認までの認証速度は適切か ・本人確認エラー(本人拒否率、他人受入率)となる確率は高くないか ・共連れ等の不正入室の対策はとられているか ・入退室履歴の記録、確認、保存が適切に行えるか ・入退室履歴の記録の保存可能量は十分か ・機器の操作は、誰でも簡単に行えるか	15	15点:非常に優れている 12点:優れている 9点:普通 6点:やや劣る 3点:劣る	
4	各システム機器の連動性	・本業務のシステム3機器との連携機能は十分であるか ・システム仕様で掲げた項目をクリアしているか ・その他の連動で利便性の高い特長ある機能を有しているか ・機器の操作は、誰でも簡単に行えるか	15	15点:非常に優れている 12点:優れている 9点:普通 6点:やや劣る 3点:劣る	
5	運用・保守体制	・機器の運用・保守サポート体制は十分であるか ・既存機器に登録されていた者について、生体情報を含めて新機種に登録する作業体制は十分か ・九段合同庁舎全館停電時におけるサポートは十分か ・故障時の保守窓口が一本化しているか ・故障部品の提供は十分なものとなっているか(保存期間)	20	20点:非常に優れている 16点:優れている 12点:普通 8点:やや劣る 4点:劣る	
6	経費面の妥当性	本業務のシステム3機器及び導入一時経費の合計額は、概算経費の範囲内となっているか (参考) 概算経費額 ・機器賃借料(リース料(保守料含む)(5年)) 12,778千円(税込) ・導入一時経費 1,727千円(税込)	20	20点:非常に優れている 16点:優れている 12点:普通 8点:やや劣る 4点:劣る	
	合計 (100点満点)				

2. 予定費用

本件に係る予定費用は、機器リース料（5年リース（保守料を含む）12,778千円（消費税10%込）、導入一時経費1,727千円（消費税10%込）の合計14,505千円とし、その金額の範囲内で実現できるシステム機器について提案すること。

3. 提案書の様式、提出部数等

- (1) 提案書全体の分量はA4判20～30ページ以内を目安とし、原則として両面印刷によること。
- (2) 提案書は、添付資料を含めて綴じこんだ1式を、印刷物として10部提出すること。また、その電子データとしてCD-R（1枚、Microsoft Office 2019で読み込み可能な形式、ウイルスチェック済）を提出すること。
なお、ウイルスチェック実施の日時、使用ソフト、ウイルス定義ファイルのバージョンを明記したものをCDに添付すること。
- (3) 連合会から連絡が取れるよう、提案書上に連絡先（電話番号、FAX番号及びメールアドレス）を記載すること。

4. 留意事項

採用された提案書の内容は、仕様書に盛り込まれるものであるもので、確実に実施可能な内容として作成すること。提案書に従った履行がなされない場合は、債務不履行として契約解除及び損害賠償請求の事由となる。

(様式 1)

令和 年 月 日

参加申込書

国家公務員共済組合連合会 情報システム部 御中

令和3年7月に募集のあった「コンピュータ室等におけるセキュリティシステム機器の更新に係る企画競争」への参加を申し込みます。

参加希望者の名称

(代表) 事業者：

所在地：

商号又は名称：

代表者名：

㊞

(代表) 事業者における担当者の連絡先

氏名	
所属・役職	
住所	
電話番号	
FAX 番号	
E-mail	

(様式 2)

秘密保持誓約書

_____ (以下「弊社」という。) は、国家公務員共済組合連合会 (以下「連合会」という。) に対し、コンピュータ室等におけるセキュリティシステム機器の更新に係る企画競争 (以下「本件業務」という。) の募集に関して応募を検討するにあたり、連合会が弊社に開示する資料その他秘密情報の取り扱いについて、次のとおり誓約いたします (以下、「本誓約」という)。

(秘密情報の定義)

第 1 条 本誓約の対象となる情報は、本件業務の遂行のために、連合会から弊社に対して、文書又は口頭で開示される本件業務に関する情報及びそれに関連する情報、並びに連合会が弊社に本件業務委託を検討している事実、その内容及び本誓約の存在 (以下「誓約情報」という。) が含まれるものとします (以下「秘密情報」という)。

なお、秘密情報の開示に際して、連合会は開示する権限を有していると理解しています。

(秘密情報の取り扱い)

第 2 条 弊社は秘密情報を本件業務の検討のためにのみ使用し、他の目的のためには使用いたしません (以下、かかる義務を「目的外使用禁止義務」という)。

2 弊社は連合会から開示された秘密情報につき、その秘密を厳重に保持し、連合会の書面による事前の承認がない限り、これをいかなる第三者にも開示いたしません (以下、かかる義務を「守秘義務」という)。

3 前二項にかかわらず、弊社が次の各号に該当することを証明し得る情報は、守秘義務および目的外使用禁止義務を負いません。

- (1) 連合会から開示を受けた時点で既に公知となっている情報、もしくは開示後、弊社の責めに帰すべき事由によらず公知となった情報
- (2) 連合会から開示を受けた時点で弊社が既に保有しており、その秘密保持、使用目的等について如何なる制約も受けていない情報
- (3) 弊社が正当な権限を有する第三者から、秘密保持、使用目的等に関して何らの制約を受けることなく、適法に入手した情報
- (4) 弊社が連合会から開示された秘密情報を参照したり、もしくはこれを依拠したりすることなく、独自に収集もしくは形成した情報

(秘密情報の返却等)

第 3 条 連合会又は弊社が本件業務の検討を中止する旨の意思表示を行ったとき、もしくは連合会が弊社に秘密情報の返却を求めたときは、弊社は、直ちに秘

密情報を連合会に返還します。

(法令等に基づく開示)

第4条 弊社が連合会から開示された秘密情報の全部又は一部に関して、強制力を伴う法令、規則に基づく開示を要求された場合には、弊社は本誓約の義務に違反することなく、当該秘密情報を当該法令・規則もしくは命令に従い合理的な範囲内で開示もしくは提出し得るものとします。ただし、連合会が秘密情報の開示もしくは提出の範囲を制限するための適切な措置が取れるように弊社は、連合会に対して、当該開示、提出等の前に時間的余裕をもって書面にて事前通知を行います。

(損害賠償)

第5条 弊社が本誓約に違反し連合会に損害を及ぼしたとき、弊社は、連合会の蒙った損害について賠償いたします。ただし、最終的に弊社に故意又は重過失がなかったと判断された場合にはこの限りではありません。

- 2 損害賠償請求権は、損失等の発生の日から3年以内に行使しなければ消滅することに連合会が同意されることを前提に本誓約を差し入れます。この条項は、本誓約が終了後も有効とさせていただきます。

(有効期間)

第6条 本誓約は連合会から本件業務の協議を打ち切る旨記載した書面を弊社が受領した時点（以下「情報提供終了時点」という。）までに、連合会から開示された全ての秘密情報に適用されます。

- 2 本誓約は第5条及び第10条の規定を除き、情報提供終了時点から起算して1年間が経過した時点まで効力を有するものとさせていただきます。
- 3 前二項にかかわらず、本件業務について連合会と弊社間で業務委託契約が締結された結果、その契約上規定された連合会と弊社間の守秘義務規定が優先するものとし、本誓約の該当条項は無効とさせていただきます。

(インターネットの利用)

第7条 連合会及び弊社は、本誓約に関連して、以下の各号の事項を認識していることを前提に、弊社は本誓約を差し入れます。

- (1) 弊社は、連合会が書面により他の通信手段を要求しない限り、インターネット電子メールを媒介として、交信・文書等を送信することができること。
- (2) 弊社および連合会は、インターネット電子メールの性能、信頼性、有効性又は安全性については、コントロールすることができないこと。
- (3) 弊社および連合会は、インターネット電子メールの損失・遅延・妨害・破損又は改変から発生する損失・損害・費用・被害又は不都合など、合理的なコントロールの及ばない範囲の責任を免れること。

(本誓約の可分性)

第8条 本誓約の各条項のうち、現在又は将来の法律・政令・規則等に抵触し、又は、裁判所の判決等により、その一部が無効又は執行不能とされた場合は、当該条項は、有効又は執行可能となるために必要最小限の範囲内で修正されるものとし、当該条項を除く本誓約の各条項の有効性及び執行力に影響を及ぼすものではありません。

(別途協議)

第9条 本誓約に定めのない事項、又は本誓約に定める事項に疑義が生じた場合には、連合会と弊社の協議の上、その都度解決するものとし、ます。

(管轄裁判所)

第10条 本誓約の各条項は、日本国の法律に準拠するものとし、第9条にて解決できない本誓約に関連して生じる一切の紛争は、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに連合会が同意しているものと、弊社は理解しております。

(その他)

第11条 本誓約は、連合会に秘密情報の開示義務を負わせる趣旨には解釈されないものとし、ます。

令和 年 月 日

商号又は名称

代表者名

印

(様式3)

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、貴会が必要な場合には、警察当局に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が貴会と行う他の契約における身分確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己または自社の役員等が、次のいずれにも該当するものではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 下請負契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者
- 2 1の(2)から(6)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

令和 年 月 日

国家公務員共済組合連合会 情報システム部長 殿

所在地

名

(ふりがな)

代表者氏名

㊞

(様式4)

令和 年 月 日

国家公務員共済組合連合会 御中

参 加 辞 退 届

コンピュータ室等におけるセキュリティシステム機器の更新に係る企画競争について、参加申込書を提出しましたが、都合により参加を辞退します。

所在地：

商号又は名称：

代表者名：

㊞

担当者氏名：

担当者所在地：

電話番号：

FAX番号：

別 添

仕 様 書 （ 概 要 ）

<件 名> コンピュータ室等におけるセキュリティシステム機器の更新

1. セキュリティシステム概要

- ・ 入退室管理システムは、IDカードを使用しない生体認証による認証、管理サーバ、管理用パソコンにより構成される。
- ・ 監視カメラシステムは監視カメラとカメラ映像を録画する録画装置、監視用パソコンにより構成される。
- ・ 磁気媒体監視ゲートは、磁気媒体に取り付けるタグ及びタグを検知するゲートにより構成される。
- ・ これらのシステムは、導入/運用コスト効率化のためにネットワーク機器、管理用パソコン、監視用パソコンは共用とし、管理画面は統合されたシステムで管理できるものとする。
- ・ 入退室監視および映像監視操作は事務室内に設置する管理用パソコンで行えるものとする。

2. セキュリティシステム機器等

(1) 監視カメラシステム 1式

コンピュータ室内及び共同コンピュータセンター内を監視するカメラシステム一式。機器等の詳細については、別添1「監視カメラシステム仕様書」参照。

(2) 磁気媒体持出検知システム 1式

コンピュータ室内及び共同コンピュータセンター内から磁気媒体を不正に持ち出しすることを防止するための検知システム一式。

機器等の詳細については、別添2「磁気媒体持出検知システム仕様書」参照。

(3) 入退室管理システム 1式

コンピュータ室内及び共同コンピュータセンター内への立ち入りを、あらかじめ登録された者のみ行うための入退室管理システム一式。

機器等の詳細については、別添3「入退室管理システム仕様書」参照。

(4) その他の設備工事付帯作業等

上記(1)～(3)の機器を稼働させるための、電源工事、LAN工事、管理端末設置用19インチラックの搬入・据付等の付帯作業一式及び保守。

作業内容詳細については、別添4「その他の設備工事付帯作業等仕様書」参照。

※ 仕様書(概要)で示した内容は、標準レベル機能等を明記したもの。これにより各社の提案を制限するものではないが、より近い機能、又はこれに代わる独自の機能を提案することは可能です。

3. 納期について

令和3年12月31日(金)まで

4. 納品場所(以下「連合会本部」という。)

東京都千代田区九段南1-1-10 九段合同庁舎 国家公務員共済組合連合会
3階 情報システム部・コンピュータ室・共同コンピュータセンター

5. 納入検査

本調達機器等の納入完了後に連合会本部担当者による納入検査を行う。なお、納入検査には受注者が立ち会うこと。納入検査の結果、本調達機器等の全部又は一部に不合格品が発見された場合には、受注者は直ちに当該機器等を引き取り、その代替機器等を連合会本部の指定した日時までに納入すること。

- ①サプライチェーンを通じて組み合わされたソフトウェア、ハードウェア製品及び部品要素等に意図せざる変更を加えられていないことを担保することができること。
- ②上記が困難な場合は機器等の製造プロセスや情報セキュリティ管理体制が透明化、可視化されており、機器に不正が見つかったときの追跡力(トレーサビリティ)を確保する等の、サプライチェーン・リスクを増大させる要因となる脆弱性を可能な限り軽減させるための対策が製造工程において実施されていること。
- ③サプライチェーン・リスクに係る情報セキュリティインシデントが発生した場合に、立入検査等を受け入れるなど、顧客と協力してインシデント対処を実施することが可能であること。

6. 一般事項

- (1) 本調達機器等は中古品でないものとする。
- (2) 本調達機器等に搭載するソフトウェアのバージョン確定にあたっては連合会本部担当者に協議の上、提示し承認を得ること。また、バージョン確定後から納入完成期限までにバージョンアップのあることが確認された場合には動作確認が済んでいるものに限り、連合会本部担当者の承諾を得た後、最新バージョンを導入するものとする。
- (3) 本調達に係る情報システムの構成における以下の脆弱性対策を実施すること。
 - ①構築する情報システムを構成する機器及びソフトウェアの中で、脆弱性対策を実施するものを適切に決定すること。
 - ②脆弱性対策を行うとした機器及びソフトウェアについて、公表されている脆弱性情報及び公表される脆弱性情報を把握すること。
 - ③把握した脆弱性情報について、対処の要否、可否を判断すること。対処したものに関して対処方法、対処しなかったものに関してその理由、代替措置及び影響を納品時に連合会本部に報告すること。
- (4) 本調達機器等及びその構成・配置については運用環境を考慮して、可能な限り最新の技術を採用すること。
- (5) ハードウェア・ソフトウェアは、製品の動作が保証又は確認されたものであること。
- (6) 納入期限までに発見された本調達機器等の不具合については、受注者の責任と負担で迅速

に対応すること。

- (7) 各ハードウェアに搭載されるオペレーティングシステム（以下「OS」という。）及び基本的なソフトウェアについて、3. 納期までに指摘されている脆弱性の有無を確認し、これを連合会本部に報告し、納入期限までに修正モジュールの導入等適切な対策処理を施すこと。なお、対策困難な場合、これを連合会本部に報告し承認を得た場合は、この限りではない。
- (8) 各サーバ・PC等は、離席時に、不正操作から保護するための対策を講ずること。
- (9) 将来におけるハードウェア・ソフトウェアの増強・ネットワークの拡大・接続機器の増設及び拡張のため、互換性・移植性・接続性を確保でき柔軟に対応できるよう標準化が考慮されていること。
- (10) 本調達機器等は、機械的及び電氣的に人体に危険がないものであること。
- (11) 本調達機器等は、特に定めのないものは、日本工業規格（JIS）又はそれと同等の規格に適合する品質優良なものを使用すること。

7. 契約条件等

(1) 秘密保持

- ① 受注者は、履行期間中はもとより履行期間終了後であっても、本業務を履行する上で知り得た連合会本部に係る情報を第三者に開示又は漏えいしないこととし、そのために必要な措置を講ずること。
- ② 連合会本部が提供する資料は原則貸し出しとし、連合会本部の指定する日までに返却すること。当該資料は複製してはならず、原則として第三者に提供し、又は閲覧させてはならない。
- ③ 上記(1)の情報及び(2)の資料を第三者に開示することが必要となる場合は、事前に連合会本部担当者と協議のうえ、承諾を得ること。

(2) 情報セキュリティの確保

- ① 受注者は、「国家公務員共済組合連合会情報セキュリティの確保に関する規程」及び「情報セキュリティ対策基準」（以下「連合会本部セキュリティポリシー」という。）の内容を正しく理解し、遵守すること。
また、これらの規程等を遵守するために、連合会本部から必要な指示があった場合はこれに従うこと。
なお、連合会本部セキュリティポリシーは非公表であるが、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準（平成30年度版）」（平成30年7月25日サイバーセキュリティ戦略本部）に準拠しているため、必要に応じ参照すること。連合会本部セキュリティポリシーの開示については、契約締結後、受注者が連合会本部に守秘義務の誓約書を提出した際に開示する。
- ② 受注者は、本業務の実施において、民法、刑法、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の関連する法令等を遵守すること。
また、連合会本部の保有するポリシー等については、「7.1 秘密保持」に基づき、その内

容を秘密にする措置をとらなければならない。

受注者は、セキュリティを確保するために以下の措置を講ずることとし、発生する費用は本調達に含まれるものとする。

- (7) 本調達に係る業務の実施のために連合会本部から提供する国の安全に関する重要な情報その他当該業務の実施において知り得た国の安全に関する重要な情報 については、情報のライフサイクルの観点から管理方法を定め、その秘密を保持し、また当該業務目的以外に利用しないこと。
- (イ) 受注者は、連合会本部からの求めがあった場合に、受注者の資本関係・役員等の情報、受託作業の実施場所に関する情報、受託業務の従事者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）・実績及び国籍に関する情報を提供すること。
- (ロ) 本調達に係る業務の遂行において、定期的に情報セキュリティ対策の履行状況を報告するとともに情報セキュリティが侵害され又はその恐れがある場合には、直ちに連合会本部担当者に報告すること。これに該当する場合には、以下の事象を含む。
 - ・受注者に提供し、又は受注者によるアクセスを認める連合会本部の情報の外部への漏えい及び目的外利用。
 - ・受注者による連合会本部のその他の情報へのアクセス。また、被害の程度を把握するため、受注者は必要な記録類を契約終了時まで保存し、連合会本部の求めに応じて成果物と共に連合会本部に引き渡すこと。
- (ハ) 受注者における情報セキュリティ対策の遵守方法、情報セキュリティ管理体制等に関する確認書を提出すること。確認書には、（必要に応じて）以下の内容を含めること。
 - ・当該受注業務に携わる者の特定及びそれ以外の者による作業の禁止
 - ・当該受注業務に携わる者が実施する具体的な情報セキュリティ対策の内容
- (ニ) 受注者の講ずる情報セキュリティ対策が連合会本部の所有するポリシー等の基準を満たしていない場合には、受注者は、連合会本部担当者との協議の上で追加的なセキュリティ対策を講ずること。
- (ホ) 本調達に係る業務の遂行における情報セキュリティ対策の履行状況を確認するために、連合会本部が情報セキュリティ監査の実施を必要と判断した場合は、連合会本部がその実施内容（監査内容、対象範囲、実施等）を定めて、情報セキュリティ監査を行う（連合会本部が選定した事業者による監査を含む。）。また、受注者は自ら実施した外部監査についても連合会本部担当者へ報告すること。
- (ヘ) 受注者は、構築した情報システムを運用保守段階へ移行するに当たり、移行手順及び移行環境に関して、以下の事項に関する必要な措置を講ずること。
 - ・情報セキュリティに関わる運用保守体制の整備
 - ・運用保守要員へのセキュリティ機能の利用方法等に関わる教育の実施
 - ・情報セキュリティインシデントを認知した際の対処方法の確立
- (コ) 情報セキュリティ監査の実施については、これらに記載した内容を上回る措置を講ずることを妨げるものではない。

(3) 契約不適合責任

連合会本部担当者が、納入検査終了後から起算して1年以内に本業務に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）を発見し、受注者に対してその旨を通知したときは、受注者に対して受注者の負担において相当の期間を定めて、連合会本部担当者の承認及び選択した方法によりその契約不適合の修補、代品との交換又は不足分の納入による履行の追完をすること及び契約不適合によって生じた滅失、損傷に対して損害を賠償すること。

(4) 賠償・復旧

本業務に起因して、正常な使用状態で連合会本部の他の機器及び本システムに不具合が発見された場合は、受注者の責任と負担で復旧のための措置を迅速に実施すること。

(5) 個人情報保護法に関する事項

受注者は、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」又は、当該法律を遵守するために受注者が定めた個人情報保護に関するガイドライン等を遵守し、個人情報を取り扱うこと。

(6) 第三者への請負、著作権等

受注者は、本業務の全部を一括して又は主たる部分を請負等により第三者に実施させてはならない。ただし、次の場合においてはこの限りではない。

- ・受注者が、書面により請負等を受ける業者の名称・住所・請負等の業務の範囲・請負等の必要性・請負等の金額等を事前に連合会本部に申請し、その承諾を受けた場合。なお請負等の内容を変更しようとする場合も同様とする。
- ・受注者が、コピー・印刷・製本・トレース・資料整理・計算処理・翻訳・参考書籍等の購入・消耗品購入・会場借上等の軽微な業務を請負等しようとする場合。

- ①「セキュリティの確保」に従いその者に対し、秘密の保持及び情報セキュリティの確保を同様に請負契約等において課すこと。
- ②受注者が上記(1)に基づき第三者に請負等する場合において、請負等を受けた第三者が更にその業務の一部を請負等する等複数の段階で請負等が行われるときは、予め当該複数段階の請負等を受ける業者の名称・住所・請負等の業務の範囲を記載した書面（履行体制に関する書面）を連合会本部に提出しなければならない。当該書面の内容を変更しようとする場合も同様とする。
- ③受注者が上記(1)に基づき第三者に業務を請負等する場合において、これに伴う第三者の行為については、その責任を受注者が負うものとする。なお、再々請負等の場合も同様とする。
- ④本業務の実施にあたっては、必要に応じて納入場所の環境について事前に確認を行うこととし、連合会本部の業務に極力支障が生じないように計画し実施すること。また、運用管理支援業者、連合会本部の他の現行システム保守業者等関係者との連携・協力を図りつつ連合会本部ネットワーク及び関連する各種システムの円滑かつ安定的な稼働に支障を来すことのないよう業務を実施すること。

- ⑤試験計画書に基づき、総合試験を実施する際に使用する試験用データは、受注者において準備すること。なお、連合会本部ネットワーク保守業者等（以下「保守業者等」という。）の協力が必要な場合は、連合会本部担当者及び保守業者等と協議し原則として受注者の責任と負担において行うこと。
- ⑥本業務の実施に必要な工業所有権及び著作権等については、全て受注者の責任において当該工業所有権及び著作権等の使用に必要な費用を負担し、使用承諾等に係る一切の手続きを行うこと。
- ⑦本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら連合会本部の責めに帰す場合を除き、受注者の責任と負担において一切の処理をすること。
- ⑧業務の実施に伴い、本調達機器等の搬入・設置・修理・交換等物理的作業の実施にあたって連合会本部の敷地内の作業場所を使用する場合は、事前に連合会本部に申請しその承諾を得なければならない（ただし緊急に措置しなければならない場合を除く）。その場合、受注者は作業場所を整理・整頓し、安全に留意して事故の防止に努めるとともに、労働基準法・労働安全衛生法を遵守して安全の徹底を図り作業すること。当該作業に伴い必要となった養生品・梱包箱等で当該作業の後不要となるものは、受注者の負担で速やかに撤去すること。
- ⑨既設建物（特に室内装飾）を汚損又は破損しないように細心の注意をもって行うこと。また、受注者の責めに帰す事由による構造物及び道路の損傷、土地の踏み荒らし等、第三者に与えた損害に対する費用等は全て受注者の負担とする。
- ⑩受注者は、本仕様書に疑義が生じた場合、本仕様書により難しい事由が生じた場合及び本仕様書に記載のない事項については、直ちに連合会本部と協議のうえ、解決に向け両者とも最善の努力を行うものとし、独自の解釈によって行うことがないように十分注意すること。
- ⑪本仕様書に記載なき事項でも、本システムの構築・稼働・運用に必要と認められる事項は、連合会本部と協議の上、実施すること。
- ⑫受注者は、連合会本部との協議の結果を協議の都度作成し、文書あるいは電子メール等にて 5 営業日以内に提出し、連合会本部担当者の承認を得ること。

別添 1 監視カメラシステム仕様書

項目	数量	概要
固定カメラ (出入口監視)	3台	<p>コンピュータ室及び共同コンピュータセンター（以下、「マシン室」という。）を監視するための固定式カメラで、このうち2台はコンピュータ室の出入口（2箇所…廊下に面した出入口）を監視できるものとし、1台は共同コンピュータセンターの出入口を監視できるものとする。</p> <p>次の項目について、明記すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> □ カメラの仕様、性能、機能 □ カメラの電源の供給方法
可動式カメラ 固定カメラ (室内監視)	数台	<p>マシン室の室内を監視するための可動式カメラ及び固定カメラで、室内を死角無く監視できるように設置する（コストパフォーマンスが最大となるように台数・設置場所を工夫すること）。</p> <p>次の項目について、明記すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> □ カメラの仕様、性能、機能 □ カメラの電源の供給方法
録画・再生機器 (デジタルレコーダ)	1台	<p>固定カメラ及び可動式カメラから送られてくる映像を録画するためのもので、事務室内の別項目「19インチラック」に搭載し、設置する。</p> <p>24時間録画、録画期間3ヶ月以上とする。</p> <p>次の項目について、明記すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 録画機へのカメラの接続可能台数 □ 録画機の仕様、性能、機能 □ 別項目「監視用パソコン」からの制御内容(カメラのチルトやパン等) □ 別項目「監視用パソコン」で稼動する、上記カメラ群や本録画機器を制御するためのソフトウェアがある場合、本ソフトウェアも調達範囲とし記載する。
監視用パソコン	1台	<p>デジタルレコーダを通して、カメラ等の制御や録画画像の呼び出し等の制御を実施するためのもので、別項目「19インチラック」に搭載し、設置する。（盗難防止等の処置を施す。）</p> <p>次の項目について、明記すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> □ パソコンの仕様、性能、機能 <ul style="list-style-type: none"> ・ ハードディスクの容量 ・ インタフェース ・ DVD-R/RWドライブの有無(内蔵) ・ OSの種類 ・ ディスプレイのサイズ等

システム仕様		<p>固定カメラやデジタルレコーダ等で構成されるカメラシステムが備える必要のある、標準的な機能を下記に示した。 (例)</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 固定カメラや可動式カメラによる映像のライブ監視のほか、監視用パソコンによる可動式カメラの制御、録画画像の再生ができる。 □ 録画画像の再生については、画面上に12コマ程度の静止画を連続展開できる。 □ 監視用パソコンにおけるライブ映像を監視する画面では、各カメラの設置場所を示す平面図を表示できる。 □ 本カメラシステムにおける録画情報は、常時録画のほかスケジュールによる録画、他連動システム（磁気媒体持出検知システム、入退室管理システム）からの移報信号による録画、動体検知機能による録画ができる。 □ 本カメラシステムは、監視用パソコンの映像を見ながら、そのパソコンから指定する出入り口の扉に対し、遠隔開錠できる。 □ 本カメラシステムは、他連動システムからの移報信号を監視用パソコンに警告受信でき、受信後即座に異常発報箇所のライブ映像に切り替わる機能を有する。 □ 本カメラシステムは、接続された全てのカメラ画像をリアルタイムで分割表示できる。
その他		<ul style="list-style-type: none"> □ 監視用パソコンには、キーボード及びスクロールマウスを含む。 □ 監視用パソコンのモニター、キーボード、マウスは、他のシステムの管理用パソコンのシステム装置と共用できるものとし、分配器等を必要個数用意する。 □ 監視用パソコンは、別項目「19インチラック」に搭載する。ただし、搭載用トレイ等が別途必要となる場合は落札業者にて用意する。 □ 各カメラはマシン室内に、デジタルレコーダや監視用パソコンは事務室内に設置予定である。

別添 2 磁気媒体持出検知システム仕様書

項目	数量	概要
検知ゲート	3台	<p>検知タグが添付されている磁気媒体を検知するためのゲートで、コンピュータ室出入口(2箇所)及び共同コンピュータセンター出入口(1箇所)に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用周波数帯：58kHz アコーストマグネチック方式 <p>又はこの方式より機能・性能・人体への安全性において優れたものであること。</p> <p>次の項目について、明記すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> □ ゲートの材質・強度 □ ゲートの仕様、性能、機能
システム仕様		<p>検知ゲートが備える必要のある、標準的な機能を下記に示した。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 持出検知を実施する媒体(LTO等)が、マシン室出入口の扉前に設置した持出検知ゲートにて検知反応があった際に、機器本体(ゲート)が鳴動する。 □ 不正持ち出しによる異常信号、電源異常信号、同期異常を他システム(監視カメラシステム、入退室管理システム)に出力することができる。
その他		<ul style="list-style-type: none"> □ ゲートは地震等で転倒しないよう、固定処置を施す。 □ 実運用上での誤検知がないよう、チューニング作業を実施する。 □ 検知用タグ等をLTO本体表面に貼付した場合、駆動装置へのローディングの際に支障があるため、LTO本体表面に貼付する以外の方法で検知する方法を提案すること。

別添3 入退室管理システム仕様書

項目	数量	概要
生体認証機器	6台	<p>入退室管理の認証については生体認証機能を用いること。本機器はコンピュータ室に2箇所、共同コンピュータセンターに1箇所ある入退室扉に設置する。</p> <p>次の項目について、明記すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 生体認証機器の仕様、性能、機能 <ul style="list-style-type: none"> - 照合精度、他人受入率、本人拒否率 - サイズ - 本体での動作状況等の表示
認証コントローラ	3台	<p>次の項目について、明記すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> □ コントローラの仕様、性能、機能 <ul style="list-style-type: none"> - 最大登録数 - 照合時間 - 履歴一時保存件数
登録スキャナー	1台	<p>次の項目について、明記すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 登録スキャナーの仕様、性能、機能
管理用パソコン	(1台)	<p>登録用スキャナーによるデータ登録や、扉の施錠・開錠の制御を行う。</p> <p>別添1の監視用パソコンと共用とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 上記認証コントローラやスキャナー等を制御するためのソフトウェアがある場合、本ソフトウェアも調達範囲とし、記載する。

(注) 上記項目欄について、提案する機器構成により項目が異なるときは、追加・省略可とする。

項目	数量	概要
システム仕様		<p>生体認証機器や認証コントローラ等で構成される入退室管理システムが、備える必要のある機能を下記に示した。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 管理用パソコンや通信ライン（LAN）にてトラブルが発生した際にも、各認証コントローラ単体で認証が行え、通行が可能である。 □ 正規の手順でゲートを通過しなかった場合や、共連れ等正しく認証行為を実施せず入室した場合には、退室時にはエラーとし、照合NGとする。出入り口はコンピュータ室に2箇所共、同コンピュータセンターに1箇所あるが、連動した認証が実施できる。 □ 本入退室管理システムは、他連動システム（磁気媒体持出検知システム）からの異常信号を管理用パソコンに警告受信できるものとし、受信後即座に扉を施錠することができる。 □ 本入退室管理システムは、認証エラー及び異常発生時（扉開放異常、電気錠異常、通信異常等）は、カメラシステムに対し、異常信号出力が行える。 □ 全ての出入り口扉が管理用パソコンにより、遠隔施錠・開錠が行える。 □ スケジュール管理機能による扉ごとの、自動施錠・開錠が行える。 □ 利用者情報及び履歴のキーワード(氏名、扉番号、日時等)による検索が行える。 □ 履歴情報（ログ情報）は少なくとも1年以上保持でき、確認することができる。 □ 利用者情報及び履歴のファイル出力(Excel等)が行える。 □ 管理対象の扉状態をリアルタイムで表示できる。
その他		<ul style="list-style-type: none"> □ 管理用パソコンにはキーボード及びスクロールマウスを含む。 □ 管理用パソコンのモニタ、キーボード、マウスは他システムの監視用パソコンのシステム装置と共用できるように、分配器等を必要個数用意する。 □ 管理用パソコンは、別項目「19インチラック」に搭載するが搭載用トレイ等が別途必要となる場合は落札業者にて用意する。 □ 既存の自動ドアの制御が可能である。 □ 生体認証機器及び認証コントローラはコンピュータ室出入り口（2箇所）及び共同コンピュータセンター出入り口（1箇所）、登録スキャナー及び管理用パソコンは事務室内に設置する。

別添 4 その他の設備工事付帯作業等仕様書

項目	数量	概要
設備工事付帯作業		<p>これまで示した項目のほか、本件提案に含むものを下記に示した。</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 今回調達する機器の賃貸借契約終了時には、データ消去（データ消去証明書を連合会本部に提出すること）実施後、当該機器をリース会社が指定する場所に配送すること。 □ 各機器の取り付け、調整作業を実施すること。 □ 梱包材は落札業者にて持ち帰ること。 □ 撤去及び設置作業は、連合会の業務時間外（平日18：00以降や土・日・休日）を前提とすること。 □ 各機器が必要とする電源工事やLAN工事等の各種配線工事も本提案に含まれることとする。なお、設置案は別添レイアウト図を参照のこと。 □ 監視用及び管理用の共用パソコンのOSのセットアップを実施すること。 セットアップ情報は資料として纏め、別途提出すること。 □ 本提案対象となる各システムで使用するソフトウェアのインストール及び環境設定を実施すること。設定情報は資料として纏め、別途提出すること。 □ 下記に示す19インチラックを導入・設置すること。 □ 実運用を想定し、各機器の操作方法や運用手順について連合会本部担当者に数名に対し説明を実施すること。なお、パソコン初心者に向けた手順書等詳細なマニュアル（日本語表記でわかりやすい具体的なものとする）を作成すること。 □ 既存機器に登録されていた者について、生体情報を含め新機種に登録する作業を連合会本部担当者と実施すること。 □ 施工図面を納品物の一つとして提出すること。
19インチラック	1台	<ul style="list-style-type: none"> □ 監視用及び管理用の共用パソコン（キーボード、スクロールマウス、ディスプレイ）、カメラシステムのデジタルコントローラ等が設置できること。 □ リアパネルは調達範囲外とする。 □ サイドパネルは、取り外し可能なものとする。（ラックの背面が壁と接する配置を予定、故障時の対応として取外す） □ キャスターが装着されていること。キャスターに対してはストッパーも有すること。 □ 本19インチラックは事務室内に設置する予定である。（耐震固定処置を施す。）

<p>3 システムの連動について</p>	<p>本提案は各システムが連動することによるセキュリティの向上を図ることも目的の一つとしているため、下記のような連動機能を示した。</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 磁気媒体持出検知システムが不正持ち出しによる異常信号を発報した場合、入退室管理システムはデータ登録者だとしても、認証操作を受け付けないこと。 □ 磁気媒体持出検知システムからの異常信号発生時、監視カメラシステム管理用パソコンから、認証操作の復旧が行えること。 □ 入退室管理システムは、入退室操作時及び異常発生時（扉開放異常、電気錠異常等）は、監視カメラシステムに対し、異常信号出力が行えること。また信号を受けた監視カメラシステムは異常信号を管理用パソコンにて受信できるものとし、受信後即座に異常発報箇所のライブ映像に切り替わる機能を有すること。 □ コントロールカメラは、他の連動システム（入退室管理、磁気媒体持出検知）の異常発生時には設定された箇所に自動的にパン・チルトを実施し、あらかじめ設定された箇所をし出す機能を有すること。
----------------------	--

<p>機器等の保守</p>	<p>本提案における機器等を支障なく継続的に運用を行うため、障害が発生した場合の保守対応を下記に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 保守時間は、平日の9：00～18：00とする。 □ 連絡窓口も一本化し、物品導入・設置の際に連合会本部担当者に連絡先を提示すること。 □ 障害対応 <ul style="list-style-type: none"> ※ 各ハードウェア障害時には、当該機器又はそれを構成する部品等の調達・交換・修理等を迅速に行う等、受注者負担により常時正常な稼働を保証すること ※ 本調達機器の保守に関して、メーカー等が提供するハードウェア保守サービスに準ずる安定したサポート及び保守サービス品質の維持を図ること。なお、各ハードウェアの保守サービスレベルについては、休日・祝日・休業日を除く 月曜日から金曜日までの9：00 から 18：00 のオンサイト保守対応とすること。 ※ 調達機器に障害が発生した場合、(2)の保守サービスレベルの範囲で、ハードウェア障害と判断された時点から、原則 6 時間以内に技術者を派遣し、障害装置の修復、故障部品の修理にあたるものとする。なお、賃貸借及び保守期間中は、必要な交換部品を必ず提供することが可能なこと。 ※ 受注者は、問合せ受付窓口対応の受付時間外における障害に備えるため、各ハードウェア・ソフトウェアのメーカー等へ、連合会本部担当者から直接問合せが可能な窓口を用意すること。 ※ ハードウェアの修理又は交換を行う際に、ラックからの取り外しや、据え付け・調整作業が必要な場合は、実施すること。また、必要に応じて、連合会本部担当者と協議のうえ、設定内容の再投入等、設定作業を行うこと。 ※ 修理対応後、障害個所の修理又は交換後、機器が適正に機能するか動作確認すること。 ※ 本調達ハードウェアに搭載された HDD に障害が発生した際に、当該 HDD を取り外し交換した場合、取り外した HDD については連合会本部担当者が廃棄を行うのでこれを承諾すること。 ※ 障害の復旧に長時間を要する場合、業務を継続するための代替案（代替機交換 等の暫定対策案）を提示し、運用に支障のないようにすること。 <p>(9) 連合会本部が入居する庁舎は、年に1～2回（通常は土日の2日間）電源設備点検のため全館停電が実施される。これに伴うセキュリティシステム機器の停電前日の停止作業および復電翌日の立ち上げ作業を連合会本部にて</p>
---------------	--

		実施すること（日程については、その都度連絡する）。なお、本対応については、上記保守時間外でも対応可能とすること。
その他留意事項		<p>本提案における留意事項を下記に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 本提案における各システムについて、同一ベンダー製品で揃える必要は無いが、応募提案者は取り纏め者を定め、連合会本部担当者との連絡窓口を一本化すること。 □ 今回調達する機器の賃貸借契約が終了し、機器を撤去する際は、設置のためにあけられた天井の穴や壁の穴等は、最低限の補修を実施し、連合会本部担当者の了承を得ること。 □ 提案した機器の保守対応可能（部品含む。）な期間を明示すること。（例…購入から10年）

以 上